

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年6月27日
【会社名】	東海旅客鉄道株式会社
【英訳名】	Central Japan Railway Company
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 慎
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
【電話番号】	(052)564-2620
【事務連絡者氏名】	総務部株式課長 野島 孝浩
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
【電話番号】	(052)564-2620
【事務連絡者氏名】	総務部株式課長 野島 孝浩
【縦覧に供する場所】	東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部（注） （名古屋市中村区名駅一丁目3番4号） 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部静岡支社 （静岡市葵区黒金町4番地） 東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部 （東京都千代田区丸の内一丁目9番1号） 東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社 （大阪市淀川区宮原一丁目1番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(注) 東海鉄道事業本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、
投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

1【提出理由】

令和4年6月23日開催の当社第35回定時株主総会において、以下の決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
令和4年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金65円

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮する。
- (2) 取締役の任期短縮に伴い、取締役会の決議によって剰余金の配当等の実施が可能となるよう所要の変更を行う。
- (3) 令和元年会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることに伴い、所要の変更を行うとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を定めるための規定及び効力発生日等に関する附則を設ける。
- (4) その他、現行定款第31条で引用する会社法の条文項数のほか、上記の各変更に伴う条数の変更を行う。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、柘植康英、金子慎、丹羽俊介、中村明彦、宇野護、田中守、森厚人、トーケル・パターソン、笠間治雄、大島卓、永野毅及び木場弘子を選任する。

第4号議案 社外取締役の報酬等の額改定の件

社外取締役の報酬等の額を年額1億円以内と改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	1,734,166	5,564	610	98.75	可決
第2号議案	1,484,639	254,428	1,260	84.54	可決
第3号議案					
柘植 康英	1,671,350	68,199	795	95.18	可決
金子 慎	1,698,915	40,681	751	96.75	可決
丹羽 俊介	1,718,672	20,400	1,278	97.87	可決
中村 明彦	1,718,644	20,428	1,278	97.87	可決
宇野 護	1,718,256	20,816	1,278	97.85	可決
田中 守	1,718,605	20,467	1,278	97.87	可決
森 厚人	1,718,648	20,424	1,278	97.87	可決
トーケル・パターソン	1,722,748	16,324	1,278	98.10	可決
笠間 治雄	1,735,254	4,488	610	98.81	可決
大島 卓	1,637,408	102,329	610	93.24	可決
永野 毅	1,685,244	53,823	1,278	95.97	可決
木場 弘子	1,737,326	2,417	610	98.93	可決
第4号議案	1,735,355	4,270	717	98.82	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上